

ウズベキスタン

商標法

2001年9月22日に公布された商標、サービスマーク及び原産地名称に関する法律
目次

- 第1条 本法の目的
- 第2条 商標、サービスマーク及び原産地名称に関する法令
- 第3条 商標及びサービスマーク
- 第4条 商標の法的保護
- 第5条 原産地名称
- 第6条 原産地名称の法的保護
- 第7条 認定国家機関
- 第8条 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願
- 第9条 商標又は原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願のための要件
- 第10条 商標として登録されない標識
- 第11条 原産地名称としての登録の対象でない標識
- 第12条 商標の優先権
- 第13条 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の国家審査
- 第14条 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の方式審査
- 第15条 請求された標識の審査
- 第16条 国家審査の結果に対する審判請求
- 第17条 商標、原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録出願の譲渡又は取下
- 第18条 商標、原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録
- 第19条 登録情報の公告
- 第20条 商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証
- 第21条 商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間
- 第22条 商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間の延長
- 第23条 商標登録証及び原産地名称の使用登録証の変更
- 第24条 商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の無効認定
- 第25条 原産地名称の登録取消、商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の効力終了
- 第26条 商標の排他権
- 第27条 商標の使用
- 第28条 原産地名称の使用
- 第29条 予防的表示
- 第30条 商標の権利の譲渡
- 第31条 法人－商標所有者の組織再編中の商標の移転
- 第32条 商標の再登録の条件
- 第33条 特許手数料
- 第34条 特許弁護士
- 第35条 商標及び原産地名称の他の国における登録

第 36 条 外国の自然人及び法人の権利

第 37 条 紛争解決

第 38 条 商標及び原産地名称に関する法令の違背に対する責任

第1条 本法の目的

本法は、商標、サービスマーク及び原産地名称の使用に関連して生じる関係に適用する。

第2条 商標、サービスマーク及び原産地名称に関する法令

商標、サービスマーク及び原産地名称に関する法令は、本法及びその他の法律で構成される。ウズベキスタン共和国が当事国である国際協定が、商標、サービスマーク及び原産地名称に関するウズベキスタン共和国の法律が定める以外の規定を制定する場合は、国際協定の当該規定を適用するものとする。

第3条 商標及びサービスマーク

商標及びサービスマーク(以下「商標」という)は、確立された手続に従って登録された標識であり、特定の自然人及び法人の商品及びサービス(以下「商品」という)をその他の自然人及び法人の同一の商品から識別する役割を果たすものである。

商標は、個別標章及び団体標章とすることができる。

個別標章は、個々の自然人又は法人に属する商標である。

団体標章は、自然人及び／又は法人の団体の商標であり、当該団体によって生産された及び／又は販売された商品を指定することを意図し、質的又は他の一般的な特徴を一体化したものである。絵で表した、口頭の、立体的な及びその他の標識又はこれらの組合せは、何れの色彩又は色彩の組合せにおいても、商標として登録することができる。

第4条 商標の法的保護

商標のための法的保護は、本法によって確立された手続に従うその登録に基づいて、またウズベキスタン共和国が当事国である国際協定を根拠としても、付与される。

商標は、企業家活動を行う自然人又は法人の名義で登録することができる。

第5条 原産地名称

商品であってその特殊な特徴が当該地理的主体の特性としての自然条件若しくはその他の要因により、又は自然条件及びこれらの要因の組合せによって専ら又は主として規定されるものを指定するために用いられる国、居留区、地域又はその他の地理的主体(以下「地理的主体」という)の名称は、原産地名称として認定される。

第6条 原産地名称の法的保護

原産地名称のための法的保護は、本法によって確立された手続に従うその登録に基づいて、またウズベキスタン共和国が当事国である国際協定を根拠としても、付与される。

原産地名称は、当該地理的主体に所在する1又は複数の自然人又は法人が登録することができる。その名称はこれらの者によって生産された商品を指定するために使用される。

原産地名称を登録した者は、その者が、商品であってその特殊な特徴が当該地理的主体の特性としての自然条件若しくはその他の要因により、又は自然条件及びこれらの要因の組合せによって専ら又は主として規定されるものを、生産する場合は、当該名称を使用する権利を取得するものとする。

本法によって確立された手続に従い登録された原産地名称を使用する権利はまた、同一の地

理的主体に所在し、同一の特殊な特徴を有する商品を生産する別の自然人又は法人にも付与することができる。

第7条 認定国家機関

商標及び原産地名称の保護の分野における認定国家機関は、ウズベキスタン共和国の国家特許庁(以下「特許庁」という)とする。

特許庁は、次の事項を行うものとする。

- － 商標及び原産地名称の保護の分野における統一国家方針の策定及び履行を支援すること
- － 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願を審査し、その国家審査を実施すること
- － 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利を登録し、商標の権利の譲渡についての合意を履行すること
- － 商標国家登録簿及び原産地名称国家登録簿(以下「登録簿」という)を維持すること、商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証を交付すること
- － 商標の登録及び原産地名称を使用する権利の提供に関する公式情報を公告すること
- － 法令に従ってその他の権限を付与すること

第8条 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願

商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願は、自然人又は法人(以下「出願人」という)により特許庁に提出されるものとする。

団体標章の登録出願は、団体標章を使用する協同者の合意に従って、自然人及び／又は法人の団体を代表して提出されるものとする。

商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の提出日は、特許庁が出願を受領した日より決定される。

複数の商品を記載した商標登録出願は、出願人の請求に基づいて、2以上の部分に分割することができ、原出願の提出日は維持されるものとする。

第9条 商標又は原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願のための要件

商標又は原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願は、単一の商標又は原産地名称に関係するものでなければならない。

出願は、次のものを含むものとする。

- － 商標、原産地名称又は当該名称を使用する権利としての名称を登録する旨の陳述書
 - － 請求された標識の表示
 - － 商標の登録が求められた商品の一覧で、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に従って互いに分類されたもの
 - － 原産地名称又は当該名称を使用する権利の登録が求められた種類の商品の名称であって、地理的主体の境界内の生産地の表示及びその特殊な特徴の説明を合わせたもの
- 出願には、次のものを添付するものとする。
- － 出願のための特許手数料の納付を確認する書類
 - － 特許弁護士を通じて出願する場合は、出願人が発行する証明書
 - － 出願人が当該地理的主体に所在し、かつ商品であってその特殊な特徴が当該地理的主体の

特性としての自然条件若しくは他の要因，又は自然条件とこれらの要因との組合せと関連を有するものを生産することを確認する書類

－ 商品の生産国において請求された原産地名称を使用する外国の出願人の権利を確認する書類

商標，原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願を系統化するために必要な書類の要件は，特許庁が決定する。

第10条 商標として登録されない標識

次のものは，商標として登録されないものとする。

- (1) 国家の紋章，国旗及び国章の表示として機能する標識
- (2) 国家の公式名称，国際機関又は政府間機関の略称又は完全名称
- (3) 公的な管理，保証及び品質証明及び印章
- (4) ウズベキスタン共和国で用いられる国家サービスの装飾及び記章の表示
- (5) 識別不能な標識
- (6) 特定の種類の商品の標識として共通使用されている標識
- (7) 一般に認められた表象及び用語を表す標識
- (8) 種類，品質，数量，特徴，用途，価格並びにその生産又は販売の時期及び場所を含め，商品の特徴付けるために使用される標識
- (9) 商品又はその製造者に関して虚偽の又は使用者を誤認させる虞のある標識
- (10) 商品の真正な生産地を形式的に示すが，別の領域を出所とする商品であるとの誤解を与える標識
- (11) ミネラルウォーター，ぶどう酒又は強度の蒸留酒を特定する地理的名称を表す又は含む標識であって，当該場所を出所としない商品の標識のためのもの，及び翻訳において又は「様式」，「種類」，「スタイル」等の単語と組み合わせて使用される場合のもの
- (12) 社会的利益，人道及び道徳に反する標識
- (13) 次のものと同一又は混同する程に類似する標識
 - － 他人の名義でウズベキスタン共和国において過去に登録された又は登録出願された，及びウズベキスタン共和国が当事国である国際協定に基づいて登録なしに保護された，又は同一種類の商品に関して先の優先権を享受する商標
 - － 何らかの商品に関して，確立された手続に従って，公知のものとして認識された他人の商標
 - － 本法に従って保護された原産地名称。ただし，何らかの商品に関して当該名称を使用する権利を有する者の名義で登録された商標において保護対象外要素としてこれらを含む場合は別とする。
 - － 確立された手続に従って登録された登録証交付済の標識
- (14) ウズベキスタン共和国の領域で知られる会社名(又はその一部)を複製するもので，かつ同種の商品に関する商標出願の受領日前にこれらの名称の権利を得ていた他人に属する標識
 - － 工業意匠であって，ウズベキスタン共和国におけるその権利が他人に属するもの
 - － ウズベキスタン共和国において知られる科学，文学及び芸術の作品名，登場人物又は引用，芸術品又はその断片であって，著作権所有者又はその法定承継人(相続人)の同意のないもの
 - － 著名人の姓，名，雅号及びその派生語，肖像及び模写であって，これらの標識がウズベキ

スタン共和国の歴史及び文化の一部である場合は、その者、その相続人又は国家機関の承諾のないもの

本条第1文(1)から(4)までに示す標識は、それに対する同意が対応する国家機関又は商標所有者によって与えられた場合は、保護対象外要素として商標に含むことができ、また本条第1文(5)から(8)までに示す標識は、商標において独占的な地位を占めない場合は、保護対象外要素として商標に含むことができる。

本条第1文(5)から(8)までに示す標識の登録は、これらの標識が、その使用の結果として実用上、識別可能となったことを条件として、許可することができる。

本条第1文(13)第2号及び第3号に示す商標と混同する程に類似する標識の登録は、この標識の登録について商標所有者が承諾することを条件として、許可することができる。

第11条 原産地名称としての登録の対象でない標識

標識は、それが次の場合は原産地名称としての登録の対象とはされない。

- － 商品の生産地に関して、使用者に誤認を与える地理的名称を表す場合
- － 商品の真正な生産地を形式的に示すが、別の領域を出所とする商品であるとの虚偽の認識を与える場合
- － 商品が生産される場所、及びウズベキスタン共和国において特定の種類の商品の標識のために一般的に使用されてきた場所とは関係しない地理的名称を含む場合

第12条 商標の優先権

商標の優先権は、特許庁への商標登録の出願日により確立されるものとする。

商標の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟した国における最初の商標登録出願日により確立される(「条約優先権」)が、当該日から6月以内に特許庁が商標登録出願を受領した場合に限る。

工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟した国の領域で組織された公式博覧会又は公認の国際博覧会において陳列された商標の優先権は、博覧会における展示の公開陳列の開始日より確立される(「博覧会優先権」)が、当該日から6月以内に特許庁が商標登録出願を受領した場合に限る。

条約優先権又は博覧会優先権を請求する出願人は、商標登録の出願時に、又は当該出願を特許庁が受領後2月以内に、当該要件の適法性を確認するのに必要な書類と共にこれを示すこと、又は商標登録出願を特許庁が受領後3月以内にこれらの書類を提出することを義務付けられるものとする。

商標登録出願が分割された場合は、各出願の優先権は、原出願の優先日により確立されるものとする。

第13条 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の国家審査

商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の国家審査は、特許庁によって実施され、方式審査及び請求された標識の審査を含むものとする。

商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の国家審査の実施期間中に、それに対する決定がなされる前に、出願人は自発的に、出願の内容を変更しない情報を以って、出願書類を訂正する、明確化する又は補足する権原を有するものとする。

国家審査の過程において、特許庁は、それがなければ審査を実施することができない追加書類を出願人に要求する権原を有する。

国家審査のために要求された追加資料は、当該要求が出願人に発送された日から3月以内に提出するものとする。出願人の請求に基づいて、当該期間は最長6月まで延長することができる。

出願人が遵守しなかった期限は、期限到来後2月以内に提出する出願人の請求に基づいて、特許庁が更新することができる。

第14条 商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の方式審査

商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の方式審査は、出願が特許庁に提出された日から30日以内に実施される。

方式審査の一環として、商標、原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の内容並びに必要な書類の存在及び確立された要件の遵守が検証されるものとする。方式審査の結果に基づいて、審査のために出願を受理するか又は拒絶するかの特許庁の決定が出願人に通知される。

第15条 請求された標識の審査

請求された標識の審査は、商標、原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録出願を審査のために受理する旨の決定に従って、出願日から9月以内に特許庁によって実施される。

審査の一環として、請求された標識が一商標の審査について一第3条及び第10条の規定、また原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の審査について一第6条及び第11条に合致するか否かを検証するものとする。

審査結果に基づいて、特許庁は、商標、原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利を登録するか、又は当該登録を拒絶するかを決定し、それに基づいて出願人は然るべく通知される。

商標を登録する旨の特許庁の決定は、第12条に従って、先の優先権を享受する出願の受領に関連して再検討することができる。

第16条 国家審査の結果に対する審判請求

出願人は、決定がなされた日から3月以内に、特許庁審判部(以下「審判部」という)に対して、国家審査の結果に対する審判請求をする権原を有する。

国家審査の結果に関する審判部に対する審判請求手続は、特許庁によって確立されるものとする。

出願人は、審判部の決定がなされた日から6月以内に、当該決定について裁判所に上訴することができる。

第17条 商標、原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録出願の譲渡又は取下

商標、原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録出願は、その審査の何れの段階においても、ただし、対応する商標、原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利が登録される日より前に、出願人が譲渡する又は取り下げることができる。

第 18 条 商標，原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録

国家審査の結果に基づいて，特許庁は，特許手数料の納付書類を受領した日から 1 月以内に，商標，原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利を該当する登録簿に記入するものとする。

登録簿に記入される情報の内容は，特許庁によって決定される。

第 19 条 登録情報の公告

商標，原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録に関する情報は，特許庁の公報に公告される。公告される情報の内容は，特許庁によって決定される。

第 20 条 商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証

商標登録証は，商標として請求された標識の登録，商標の優先権，及び登録証に表示された商品に関する商標所有者の排他権を証明するものとする。

原産地名称を使用する権利の登録証は，原産地名称として請求された標識の登録，及び登録証に表示された種類の商品に関する標識を使用する登録証所有者の権利を証明するものとする。

商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証は，当該商標，原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利が該当する登録簿に記入された後 1 月以内に，特許庁によって交付される。

登録証の様式及び表示される情報の内容は，特許庁によって決定される。

第 21 条 商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間

商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証は，出願日から 10 年間有効とする。

第 22 条 商標登録証及び原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間の延長

商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間は，その有効期間の最終年度中に提出する所有者の請求により，10 年ごとに延長することができる。

本条第 1 文に示す請求に，次の書類を添付するものとする。

－ 特許手数料の納付を確認する書類，特許弁護士を通じて請求が提出された場合は，出願人が発行した委任状

－ 原産地名称を使用する権原を有する者が，当該地理的主体に所在し，登録証に表示された特徴を有する商品を生産することを確認する書類

商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間延長の詳細は，該当する登録簿に記入されるものとする。

本条第 1 文に示す出願期間は，登録証の有効期間の満了前 6 月以内に提出する登録証所有者の請求によって延長することができる。

第 23 条 商標登録証及び原産地名称の使用登録証の変更

商標所有者又は原産地名称を使用する権利の登録証所有者は，自己の称号，姓，名又は父称の変更，並びに当該商標又は原産地名称の登録に関するその他の変更，また商標については，商標が登録されている商品の一覧の縮小，及びその内容を変更しない商標の個々の要素の変

更があれば、これを特許庁に通知するものとする。

変更の詳細は、特許庁によって該当する登録簿に記入されるものとする。

第 24 条 商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の無効認定

商標登録証は、第 4 条第 2 文及び第 10 条第 1 文(1)から(12)までにおいて確立された要件に違反して交付された場合、又は、商標登録に関する情報の公報における公告日から 5 年以内に、第 10 条第 1 文(13)及び(14)の要件に違反して交付された場合は、その有効期間全体を通じて全面的に又は部分的に無効と認定することができる。

原産地名称を使用する権利の登録証は、本法により確立された要件に違反して交付された場合は、その有効期間を通じて無効と認定することができる。

第 25 条 原産地名称の登録取消、商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の効力終了

原産地名称の登録は、次のことの結果として取り消されるものとする。

- － 関係する地理的主体の特性としての条件の消滅、及び登録簿に表示された特徴を有する商品の生産不能
- － 商品の出所国における当該原産地名称を使用する権利の外国の自然人又は法人による喪失

商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の効力は、その有効期間の満了の結果として終了する。

商標登録証の効力は、関係人の請求によりなされた裁判所の決定に基づいて、その登録日から 5 年の中断期間中に商標が使用されない場合、及び団体標章の使用規約に違背した場合も、全面的に又は部分的に早期終了とすることができる。商標の不使用の結果としての商標登録証の効力の早期終了の問題を解決すべき場合は、自己の支配を超える事情を原因とする商標の不使用について商標所有者が提示した証拠は、斟酌することができる。

商標登録証又は原産地名称を使用する権利の登録証の効力は、次のものに基づいて早期終了されるものとする。

- － 審判部の決定
- － 所有者が特許庁に提出した請求
- － 裁判所の決定

第 26 条 商標の排他権

商標所有者は、商標を使用及び処分する排他権を有する。

商標の排他権は、登録証に表示された商品に関して有効とし、特許庁の公報における公告日から始まる登録有効期間にわたり、行使されるものとする。

商標の排他権に対する違反は、商標若しくは標章により指定された商品、又は同じ種類の商品に関して混同を生じる程に類似する標識の無許可の製造、適用、輸入、販売の申出、販売、一般の流通へのその他の導入又はこの目的のための保管の場合に、認定される。

第 27 条 商標の使用

商標の使用には、商標所有者、又は第 30 条に従いライセンス許諾契約に基づいてそのような

権利を付与された者が、商標が登録された商品及び／又はその包装に商標を適用することを
含むものとする。

広告、印刷編集物、公的様式、標識並びにウズベキスタン共和国で開催される博覧会及び見
本市における展示の陳列における商標の適用は、使用として認定することができる。

仲介活動を行う自然人及び法人は、合意に基づいて、商品製造者の商標に加えて自己の商標
を使用することができる。

第 28 条 原産地名称の使用

原産地名称の使用には、一般の流通に商品を導入することに関連して、商品、包装、標識、
公的様式、広告、印刷編集物及びその他の書類に対して適用することを含むものとする。

原産地名称の譲渡、原産地名称を使用する権利の譲渡を求める行為、及びライセンス許諾契
約に基づく当該名称を使用する権利の提供は、許可されないものとする。

登録済の原産地名称について、当該名称を使用する権利の登録証を所持していない者がこれ
を使用することは、当該商品の真正な原産地又はその名称が翻訳において又は「様式」、「種
類」、「スタイル」等の単語と組み合わせて使用されているような場合でも許可されず、また
当該商品の原産地若しくは特殊な特徴に関して消費者を誤認させる虞のある商品に類似の標
識を使用することも許可されない。

第 29 条 予防的表示

商標所有者又は原産地名称を使用する権利の登録証所有者は、当該商標又は原産地名称の隣
に、商品又は包装に適用された標識は商標又は原産地名称としてウズベキスタン共和国にお
いて登録されているという事実を示す、ローマ字「R」又は丸で囲まれた「R」の形の予防的
表示を配置することができる。

第 30 条 商標の権利の譲渡

商標の排他権は、その所有者が合意により他人に譲渡することができる。

商標の権利の譲渡は、これが当該商品又はその製造者に関して消費者を誤認させる虞がある
場合は、許可されない。

商標を使用する権利は、ライセンス許諾契約に基づいて、商標所有者(使用許諾者)が他人(使
用権者)に付与することができる。

ライセンス許諾契約は、使用権者の商品の品質が使用許諾者の商品の品質を下回ってはなら
ないという条件、及び使用許諾者はこの条件の遵守を証明するとの条件を含むものとする。

商標の権利を譲渡する旨の合意又はライセンス許諾契約は、特許庁への登録を条件とする。
団体標章及びそれを使用する権利は、他人に譲渡することができない。

第 31 条 法人—商標所有者の組織再編中の商標の移転

法人—商標所有者の合併の場合は、商標は、新たに登録された法人に移転する。

法人—商標所有者の分割の場合は、商標は、商品の生産が移る新たに登録された法人に移転
する。商標が登録された商品の生産に係る部分を商標所有者が維持する場合は、両法人は、
その同意(承諾)を以って、商標の共同所有者として認定され得る。該当する同意(契約)が特
許庁に登録されることを条件とする。

法人—商標所有者が別法人の関連会社になる場合は、商標の権利は後者に移転するものとする。

第 32 条 商標の再登録の条件

登録証の有効期間が満了している商標は、商標登録証の失効日後 3 年以内は、別の者のために再登録することができない。当該規定は、商標登録証の有効期間の満了前の商標所有者による辞退の場合にも適用されるものとする。

第 33 条 特許手数料

特許手数料は、商標、原産地名称又は当該名称を使用する権利の登録に関連する法律上重要な行為の履行に対して賦課される。特許手数料は、本法により定める職務の履行に際して費用を賄うために特許庁に対して納付されるものとする。

特許手数料のレベル及び納付手続は、ウズベキスタン共和国の内閣によって決定される。

第 34 条 特許弁護士

特許弁護士は、特許庁に対して自然人及び法人を代理する権利を行使するものとする。

ウズベキスタン共和国の市民でその領域内に永住する者は、特許弁護士になることができる。

特許弁護士の資格要件並びにその認定及び登録のための手続は、法令により確立されるものとする。

ウズベキスタン共和国の国境外に永住する自然人又は外国の法人は、特許庁に登録された特許弁護士を通じて、商標及び原産地名称の登録に関する事項を行い、それに関連する法律上重要な行為を実施するものとする。

ウズベキスタン共和国に永住するが、その国境外に一時的に所在する自然人は、特許弁護士を通じて、かつウズベキスタン共和国の国境内の連絡宛先を表示することにより、商標及び原産地名称の登録に関する事項を行うことができ、またそれに関連する法律上重要な行為を実施するものとする。

特許弁護士の権限は、委任状によって証明されるものとする。

第 35 条 商標及び原産地名称の他の国における登録

ウズベキスタン共和国の自然人及び法人は、確立された手続に従って、商標又は原産地名称を他の国において登録する権原を有するものとする。

第 36 条 外国の自然人及び法人の権利

外国の自然人及び法人は、ウズベキスタン共和国の自然人及び法人と対等な立場で、かつ互惠主義の原則に基づいて、本法に定める権利を享受するものとする。

第 37 条 紛争解決

商標及び原産地名称の法的保護及び使用に関連する紛争は、法令により確立された手続に従って解決されるものとする。

第 38 条 商標及び原産地名称に関する法令の違背に対する責任

商標及び原産地名称に関する法令に違背したとされる者は，確立された手続に従って責任を負うものとする。